

○大府市コミュニティ推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コミュニティ推進協議会（以下「推進協議会」という。）がコミュニティの健全な発展を図るため、コミュニティ推進事業に関する補助金の交付について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 この要綱による補助対象事業者は次に掲げるとおりとする。

- (1) 大府コミュニティ推進協議会
- (2) 神田コミュニティ推進協議会
- (3) 北山コミュニティ推進協議会
- (4) 東山コミュニティ推進協議会
- (5) 共長コミュニティ推進協議会
- (6) 吉田まちづくり協議会
- (7) 石ヶ瀬コミュニティ推進協議会

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 推進協議会の広報に関する事業
- (2) コミュニティ運動会運営等に関する事業
- (3) 緑化推進に関する事業
- (4) 青少年健全育成等に関する事業
- (5) その他コミュニティの推進に関する事業

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に係る経費のうち別表に定めるものとする。

(補助金交付額)

第5条 補助金の額は、交付対象経費で、予算に定める額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

交付対象経費	細分類	内容
報償費	講師等謝礼	交付対象事業に係る講師等の謝礼
	記念品等	交付対象事業の参加者への記念品等
旅費		交付対象事業に係る講師等の旅費その他事業を行うために必要な旅費
需用費	消耗品費	交付対象事業に必要な消耗物品（事務用品・用紙・ゴム印・競技用物品・石灰・救急用品・植木・苗等）の購入に要する費用（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	印刷製本費	交付対象事業で使用するパンフレット等の印刷製本に要する経費
	燃料費	交付対象事業に係る直接必要とされる燃料費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	修繕費	交付対象事業で使用する備品の修繕費
役務費	通信費	交付対象事業に係る郵送料、電話代、宅急便料金等
	手数料	交付対象事業に係る備品メンテナンスを行った場合のサービス料、金融機関への振込手数料、検便を保健所へ依頼する手数料等
	保険料	交付対象事業に係る賠償責任保険料
委託料		交付対象事業に係る備品の設置、撤去に係る委託料
使用料及び賃借料		交付対象事業を行うために必要な自動車、機器等の使用料又は借上料場所等の使用料若しくは借上料
備品購入費		交付対象事業で使用する備品の購入費（当該事業のみで使用するものに限る。）
その他		上記以外の経費で、事業の実施に必要と認められる経費